乙第9号証

大阪経済大学経営学部教授会議事録(03-06)

Married States and Sta			
I.	日	亨	2003年6月6日(金) 14:25 ~17:45 (16:25~17:25 中断)
П.	場	所	本館第 2 会議室
\mathbb{H} .	出席奢		経営学部長他 計17名

出	欠	表	
GT.	- Der -		

留学	膏水	酊		池野	重男	TA	伊藤 正之
	14.4	contratation and a second	1 8	a disconstruction of		10	The state of the s
欠	伊藤	裕入		今西	宏次	J O	朴 泰 勲
0	北村	質	0	大木	淌	0	藤嶋 雞
0	後廳	良[3	休	上岡	正行	0	吉垣 実
0	鈴木	' 陇	0	林田	修	V WASTER DEMONSTRATIONS	and the second s
0	二宫	正司	0	樋口	克次		****
0	本田	良巳	10	山田	文明		And the state of t
0	吉井	胜在住	THE STATE OF THE S			- Control Control	e contraction de contraction de traction de la Abr _{ess} - e _{se} e _s gord e _{se} con acces - e _{se} constitution de la Abr _{ess} - e _{se} e _s gord e _{se} con acces - e _{se} constitution de la Abresia de
0	渡辺	大介			man a recommendation of the Arrive Al	**************************************	SEECONO Philad All Park Anno anno anno anno anno anno anno anno
1.50, 600 T c			339333			500 Participation of the Control of	A. A

【教授】9名【助教授】7名【謝師】4名

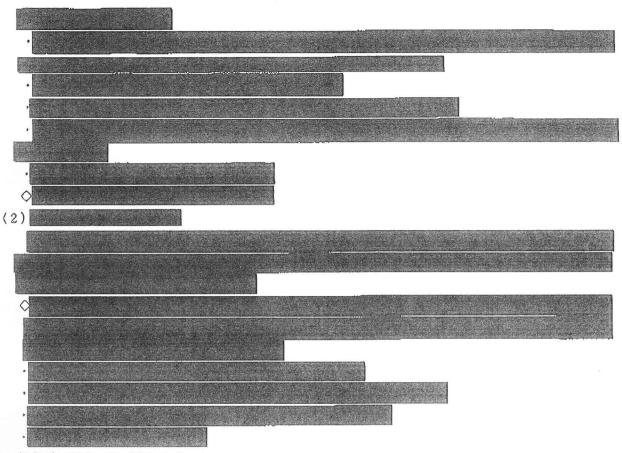
【合計】30名(留学省 [名·休職 [名) [定足数] 10名

A4 6	ALE N	7-7-6-
W	243	知的

- 1. 製務に関する件
- 2. 入試に関する件
- 3. 学生部に関する件
- 4. 人事に関する件

その他

- 5. 「新学科について【経営】
- 6. 大学院の設置について【人間科学】
- 7. カリキュラムについて
- 8.



- 6. 新学科に関する件《北村学部長》
- (1) 新学科の専任教員について

新学科を担当する専任教員について報告があった。

◇ビジネス法学科は経営学士で届け出る。粤任教員は、青水、北村、本田、今西、大木、山田、藤嶋、 吉垣、唐澤、木村、三井の11名とし、新任の津田氏は経営学科の配属としたい。

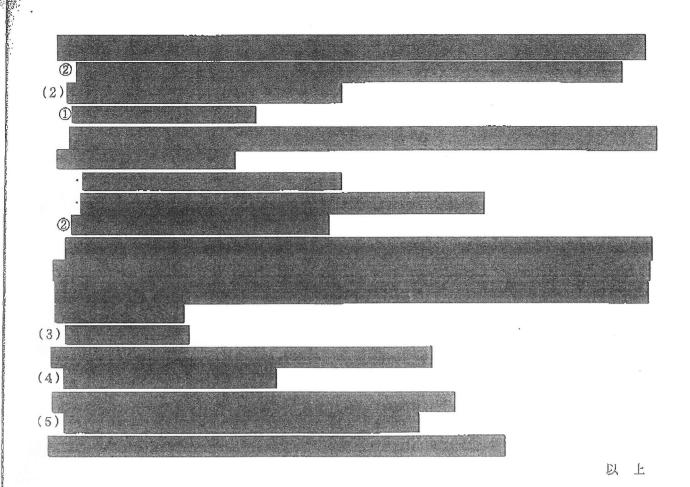
(2) 科目担当について

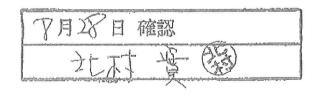
経営分野の科目担当者については、前回教授会で配付した科目担当者喪を基に、届出に必要な勘類 を作成したいとの報告があった。

- ・2部の貼り付けについてはどうなるのか。
- ◇5 名必要だが、従来から特定の方が貼りついていた訳ではない。現在は、教養の先生 2 名と経営から 3 名が貼り付いている。
- ・2部の情報管理論を担当しているが、来年度から担当しないので貼り付けないで欲しい。
- ◇2 部の科目を持たない人は貼り付かないのではないか。2部への貼り付けは、毎年、調査に届け出る上で、学務課で行っており、連絡協議会にも出されている。新学科に移る人は貼り付けられないので1部経営学科からとなる。
- ・2部を担当しない方は明示しておいた方が良い。
- 7. カリキュラムについて《北村学部長》



(1)





乙第10号証

Yasuo Yoshili [yasuo.yoshil@griigu.se]

. 2003年3月21日金曜日 22:21

宛先:

北村冕(kitamura) Ro. 2部授業の件その他

北村先生

早速回答ありがとうございます。

関の趣旨は別のところにありまじたが、樋口先生のリーダー 関の趣質は別のないつにのソテレルへ、パラー・しばらく責任を果たして交代することにしましょう。

しかし、今回の件で、2部は経営学部とは別のところでなされるべきだと感じまし to the same of the

これを引きすると)都まで弱くなる感じがします。

遠距離通勤の先生へのアプローチについては、管理される体制の問題でしょう。 僕のぼうはトラブルに巻き込まれないように居住申請場所を変更するなり、対応する: ようにします。

そのような状況になれば訓えてください。

また、帰国しましたら、そのときにでも

Original Message From: "北村寒 (kitémura)" (kitémura@osaké-ue.ac.jp) From: "北村宴(kitémura)" (kitémura wosane To: "Yasuo Yoshii" (yasuo yoshii@griigluse) Sent Tuesday, March 18, 2003 9:00 AM Subject 2部長葉の件その他。

- > ごぶさだしています。その後、連絡せず申し訳ありません。
- > 樋口先生とのメールを拝見しておりました。 > おっしゃるように、経営学部は失分変化しました。年末に申し上げたようないくつ。
- かの改革議論を経て、むしる本学の中心学部になりつつあると「自負」しています。 > > この間の、私の報告が緩慢であったため、先生に十分情報提供できていない部分が あったようです。その他の点はお帰りの後としますが、2部改革を通す過程で「一部教 育に専念したい方はそれを認め強制しない」ことが条件となり美した。2部廃止論の 何人かはこれによって、2部新カリキュラム担当からはずれられました。確か、5.6人 おられると思います。2部教学の理念を「キャリア形成の支援」に移しましたので各 教師の学問・讚養という性格は大変薄くなりました。
- > この間の議論の結果先生は2部新ガリキュラム科目を辞返されたと了知していま す。しかしそれでは、就業規則上の義務履行ができません。そこで、勝手ながら、2 部旧カリキュラム科目の「情報管理論」を昨年までのように開闢いただきたく存じま す。旧カリ開諦がなくなる2.3年のうちに、新カリの科目名、担当問題も解決策を 探って行かざるを得ません。御了解下さい。

ンそれから、これは非公式情報です。

> 本日法人理事会、評議員会がありました。遠隔地居住者の問題が評議員から提起さ れるとの情報を得ていました。「これで専任教員が務まるのか」といった質問だと思 います。最近法人評議員会は活発です。学内名簿で公表されているので、しかたあり ません。経営学部では先生だけです。回答案を用意して臨みましたが、拳い時間切れ

〉よろしくお願いいたとます。 〉

個 別的 労働 関係

であるとはいえないとされた事例 任命しなかったことが人事権の濫用 大學叙撰を冠年退開餐、 特任政役に

情水寒却・確定 (富貴地観平大(ワ)第三四四号、地位確 (富貴地観平大(ワ)第三四四号、地位確 地位確認

民法一条三項、 労働墨準法第二 愈

学を開設した学校法人であり、Xは 年退職した教授がその後任期を一年と 平成元年にM大学経営学部の教授に 就任した者である。 Xは、 平成六年 して任用される)の地位にあると主張 したが、同年四月以降は特任教授(定 三月来日をもってM大学を定年退職 Y (A 題事長) は昭和六二年にM大

> 教授の地位にあることの確認等を求 し、これを否定するYを相手に特任 あること等である。 者が希望すれば、例外なく特任教授 Xが希望すれば必ず再任用する約束 教授会がXの特任教授就任を決定し 治を要請しているところ、 れるのは、の意法二三条は教授会自 教授に任用しないのは権利の濫用で れに同意したこと、 と、⑤A理事長は、Xに特任教授と があったこと、④特任教授資格該当 こと、③米の敷授任用時に定年後、 たこと、②Xの定年は七五歳である める訴えを提起した。その理由とさ して就任することを要請し、 に任用される慣行が成立していたこ ⑥YかXを特任 M大学の X か こ

うになってから二年しか経過してお ない、②定年年齢が七五歳という証 任教授規定による任用が行われるよ 約束があったとの証拠はない、④特 拠はない、の人の就職時に再任用の ◎憲法二三条は、私立大学に適用が た。Xの各主張について、本判決は、 本判決は、米の請求を全部豪却し

> 当とはいえず、人事檔濫用の主張も ず、
> メが大学
> 事務局長に渡した
> 書面 まで任用を辞退していたので、 承諾しても、その任用契約が成立し 任教授に就任の要請があって、Xが を決議するまで、 Xを特任教授として任用しないこと 特任教授の任用は、 理由がない、などと述べた。 理事長及び理事会が大学人事を円滑 から、このままNらを任用すると、 しない」などと記載されていること たとはいえない、⑥光は同月一六日 いから、理事長からXに事実上、特 の特任教授任用を承諾したことはな ろ、理事会が平成六年三月一六日に 得て理事長が行うとされているとこ に行うのは困難と考えたとしても不 には、「個人理事長は大学人事に介入 への期待は必ずしも法的保護に値せ X主張の慣行は認め難い、⑤ 理事会においてX 理事会の承認を 任用

している点で、周到な判断を示した る事情の有無を検討し、これを否定 纂二七巻一一号一五三六頁、本誌三○ 認められることにはならない(層入 ぐる紛争である。

本判決も指摘する れ拒否について、最大判昭48・12・12民 濫開があっても、 とおり、再任用しないことに権利の 二号一一二頁参照)。しかし、本判決 本件は、定年後の再任用拒否をめ 、例外的に任用されたと同旨でき 直ちにその地位か

といえる。

被同 固 右訴訟代理人弁護士 原 真早流 田 H 隆 牵 踏 正 7 雌

同 右 右訴訟代理人弁護士 代表者 理 事 長 俊 殿 田 所 代 F 耕 市 哲 也

学校法人大徒学

原告の請求をいずれも棄却す Ŷ

宣典及び理由

訴訟費用は原告の負担とする。

請求

位にあることを確認する。 崎産業経営大学経営学部特任教授の地 原告と被告との間で、原告が富

月一日以降毎月二五日限り金三四万四 三二〇円を支払え。 二 被告は原告に対し、平成六年四

事案の概要 二、三項について仮軟行宜言 訴訟費用は被告の負担とする。

被告大学における特任數授規稿 下「被告大学」という。)経営学部教授 を定年退職したが、右退職に先立って、 が設置運営する筥崎産業経営大学(以 大学を定年退職した教授を任期 原告は、平成六年三月三一日、 (被告 一年の

を定めた規程)に基づいて平成六年旨を定めた規程)に基づいて平成六年皆を定めた規程)に基づいて平成六年皆は後記のとおりの理由で、被告大学告は後記のとおりの理由で、被告大学告は後記のとおりの理由で、被告大学をは後記のとおりの理由で、被告大学をは後記のとおりの理由で、被告大学をは後記のとおりの理由で、を言いた。

第三 当事者双方の主張

べるとおりである。としての地位を有する理由は以下に述としての地位を有する理由は以下に述

任教授の地位を取得する。

の任用決定により当該教授はその地位 を受けることになる。そして、 該当するから、憲法二三条の直接適用 るべきである。私立大学は右の要件に 援助を受けるとともに、その管理運営 どうかの判断の基準としては、当該行 べきである。国の行為に導じる場合か 国家がこれにかかわる程度が高く、 為を行った私的団体が園から財政的な なものについては、憲法を直接適用す を取得することになる。大学当局には る教授会自治を要請するから、教授会 三条は大学においては教授人事におけ に国の規制を受けているかどうかによ 家機関の行為とみることのできるよう 私的団体の行為であっても 憲法 函

> る。 を担否する権限があるのみであ 事実の存在等の特段の事由がある場合 財政的選由及び当該教授にかかる非行

は存在しない。
口 平成五年一二月、経営学部

4 原告の定年年齢は七五歳であ

特任教授制度は、原告のように被告大学創設時に任用された教授陣が後任大学創設時に任用された教授陣が後任に引き継ぐことができるまで任用を総に引き継ぐことができるまで任用を総に引き継ぐことができるまで任用を総を全く変わらず、過去の実績においてと全く変わらず、過去の実績においてと全く変わらず、過去の実績においてと全く変わらず、過去の実績においてと全く変わらず、過去の実績においてある。

3 任用時の合意

田 被告大学における特任教授 (日) 被告大学における特任教授 (日) を一定数確保するために設けられた創を一定数確保するために設けられた創 を一定数確保する意思があれば、理事 (長) であり、定年を迎えた教授に特任教 (長) である。したがって、特任教授 (大) である。

質上定年を延長するものである。と、定年後の雇用継続を前堤として実設された上記制度の趣旨を勘案する

(2) 原告は平成元年四月に被告大学経営学部教授として任用されたの大学経営学部教授として任用されたのであるが、右の事情を併せて考慮するであるが、右の事情を併せて考慮するであるが、右の事情を併せて考慮するであるが、右の事情を併せて考慮するであるが、有の事情が存在しない限り原告がつ、大学の財政的な事情や当政教授学部教授会が特任教授として任用する旨の合意がを特任教授として任用する旨の合意がを特任教授として任用する旨の合意がを特任教授として任用する旨の合意がを特任教授として任用する旨の合意がを特任教授として任用する旨の合意が表情に成立していたというべきである。

おいて述べたとおりである。

日 原告については、平成五年 一二月の経営学部教授会において原告 一二月の経営学部教授会において原告 によったが、最終的には任用を希望し はあったが、最終的には任用を希望し はあったが、最終的には任用を希望し はあったが、最終的には任用を希望し なかったが、最終的には任用を希望し にきない特段の事情は存在しなかっ た。よって、原告は任用時の合意によ た。よって、原告は任用の債行存在とそ り特任教授としての地位を取得した。 り特任教授としての地位を取得した。

) 被告大学においては、特任

任用の意思表示的、

存在により推認される被告の該当教

一般的な特任教授

世在しない限り原告 つき、この要件を であることができ でいたものといる事情や当該教授 一般的に特任的な事情や当該教授 一般的に特任教授として事情や当該教授 一般的に特任教授として事情や当該教授 一般的に特任教授として事情や当該教授 でいたものといる事情を必要情や当該教授 でいたものといる事情を必要情や当該教授 でいたものといる事情を必要情や当該教授 でいたものといる事情を表達した場合におい の非行等によったが事情を表達し、を特任教授として教授任用を当者を表達し、を特任教授として教授任用を当者を表達した。

学設置基準との関係から、 用されている場合には賃行の存在を肯 提になっており、何らの問題もなく運 当該事項が労使関係において当然の前 な意味を有しない。短期間であっても、 定するのにその継続期間はさほど重要 であり、したがって、賃行の成立を当 るのが妥当であるとの判断によるもの いては、労使を規律する効力を持たせ いて当然の前提とされている事項につ 契約として明示されてはいないけれど 麻を肯定する理由は、その内容が労働 労使間における慣行に一定の規範的意 ら、右債行の存在を否定する。しかし、 寒に機能しはじめて間もないことか 定すべきである。本件においても、大 当該事業所の実情から労使間にお 被告は、特任教授制度が現 教授が定年

線があるということができる。 在しないのであるから、相当期間の実 用を希望して任用されなかった例は存 目を希望して任用されなかった例は存 はできないのであり、原 は違しても後任教授が決定しない限り に遠しても後任教授が決定しない限り

任用契約の成立 ち 本件における原告の特任教授

仮に当初の任用時の契約もしくは慣低に当初の任用時の契約もしくは慣いたことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を了承したことなどから、原告と被告を引承したものである。よって、原告と被告大学経営学部の特任教授としては被告大学経営学部の特任教授としての地位を有する。

人事権の濫用

では特任教授の希望を有じていた。 () 原告は、平成五年末の時点

理事長に伝えた。

度を硬化させた田代理事長はじめ被告 長は入事権を放棄した』と教授会で説 期に是非力を貸してほしい」と述べた に残る意思を表明した。その際、 年三月一〇日の敷授会において、 が同時に退職すると経営学部の運営に 任用しないことを決定した。 理事会で被告ら三名を特任教授として の理事らが平成六年三月一六日開催の 明した」旨誤って伝えられ、これに態 言が田代理事長に対し、「原告が「理事 べたものではない。ところが、この発 が無条件に人事権を放棄したなどと述 発言は当然のことであり、田代理事長 教授会構成員に説明した。原告のこの ので、私はこれを了承した。」と経過を 介入することはしない。『この重大な時 は田代題事長との交渉経過について 慰留に転じ、その結果、原告は平成六 支障が生じることから、態度を三名の 「田代理事長は『中傷に基づいて人事に 田代理事長は、原告ら三名 原告

の任用を希望し、熱心に慰留していたの任用を希望し、熱心に慰留していたることであり、教授ののみが判断しうることであり、教授ののみが判断しうることにあらして教授会は原告の任用を求めていては、教授会は原告の任用を求めていては、教授会は原告の任用を求めていること、田代理事長自身、一時は原告ること、田代理事長自身、他力等その適回、教授の資質、能力等その適回、

こと、理事会が態度を硬化させた原因である原告の教授会における発言は田である原告の教授会における発言によるなく、誤解にすぎず、その発言によるなく、誤解にすぎず、その発言によるの諸事情からすれば、彼告の原告に対の諸事情からすれば、彼告の原告に対する特任教授任用拒否は人事権の濫用する特任教授任用拒否は人事権の濫用

とになる。
とになる。
とになる。

二被皆

において失当である。 とはないから、原告の主張はその前提 保障は私人相互間に直接適用されるこ る。しかし、意法の自由権的基本権の **教授の任用権は教授会にあると主張す** 条を根拠として被告大学における特任 事会の承認を得て理事長が行うものと 任教授の任用は、学長の意見を聞き理 教授規程」という。)を定め、そこで特 東される理由はない。原告は憲法二三 した。よって、特任教授の任用権は理 業経営大学特任教授規程(以下「特任 条)。理事会はこの楹限に基づき宮崎産 (私立学校法三六条、被告寄付行為一六 被告の意思決定機関は理事会である 特任教授の任用権者について

と被告との間で将来は特任教授に任用るとの主張、原告の敦授採用時に原告るとの主張、原告の定年年齢が七五歳であ

の濫用 る 特任教授任用の慣行について告に対 支稿をし、原告が最終的にこれに同意による したことによって特任教授への任用契のでは 要請をし、原告が最終的にこれに同意でよる する。

最初に出たのは平成四年四月一日からに制定されたが、これに該当する者が() 特任教授規程は昭和六二年) 領任教授任用の賃行について

日 右のとおり、特任教授任用 ものではないということは右の実情か をが経過したばかりで、発令の慣行と いうものはなかったが、定年退職した のではないということは右の実情が ものではないということは右の実情が

の任用更新がされなかった。

年四月一日においては対象者は七名の両教授は任用されなかった。平成五

名は任用されたが、貢達人、

佐々木担

である。この時は対象者八名のうち六

で、そのうち池田寳勇教授は特任教授

人事権の濫用について

共することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。大することが明らかである。

二 原告は平成六年三月一〇日

できない。 入を制度的に確立していくと発言し げて宣伝し、更に、理事長の人事不介 なって申し訳ないと述べたと事実を削 の経営学部拡大教授会において、理事 するものであり、理事会としては黙視 た。これは被告大学運営の制度に挑戦 が結果的に人事に介入することに

び理事会に裁量権の濫用はない。 大な理由が存したのであり、理事長及 にも原告を特任敬授に任用できない重 おける管理のあり方を正常化するため 当裁判所の判断 以上のとおり、被告大学に

結果及び弁論の全趣旨により認められ 五号証、第二四号証、原告本人尋問の 証の6ないし9、第一一号証、第一二 七号証、第九号証の1ないし4、同号 いし第五号証、第六号証の1、2、第 争いのない事実並びに甲第三な 第一八号配、第二九号配、乙第

1 当事者

営学部教授に就任し、平成五年四月か ものである。 らは、同学部経営学科長の職にあった であって、平成元年四月、被告大学経 原告は、大正一一年一月一日生まれ

び私立学校法に基づく学校法人であっ 被告は、教育墨本法、学校教育法及

> 被告大学は昭和六二年に開学した。 被告大学を設置し選営しており

以上の大学教員は、採用後五年をもっ 現在もその内容に変更はない。 平成四年一一月二五日制定の被告大学 の属する学年の末日、ただし、大学創 学の教授に就任した際、被告大学にお 同規程附則2も同様の定めである。)、 職員の定年等に関する規程第二条及び の定年等に関する規程第三条。なお、 六二年二月二〇日制定の大淀学園職員 て定年とする旨規定されており(昭和 立四年目)までに採用された満六〇年 設時から完成年度(学生全員が揃う創 年による退職の時期は定年に違した日 ける大学教員の定年は、満六五年、定 平成元年四月、原告が被舎大

3 特任教授制度

られている。 することができることがそれぞれ定め ない範囲内で任期を定めて任用を更新 の任期は一年であって、七五歳を溜え 特任教授に任用できること、特任教授 特に必要があると認めるときはこれを する場合、被告大学の事情を考慮して 被告大学の教授が定年により退職 (昭和六二年二月二〇日制定)で (一被告大学における特任教授

長が行うが、学長が意見を述べるにあ たっては、 意見を聴き、理事会の承認を得て理事 口 特任教授の任用は、学長の 当該学部教授会及び大学協

> されていた。)。 意見を黴して壅事会が決定するものと は、特任教授の任用は、大学協議会の るものとされている(なお、平成四年 長等により組織される機関)の騰を経 職会(大学全般に関する重要事項を察 譲するために設置され、学長、各学部 一一月二五日改正前の特任教授規程で

学経営学部教授に就任するに至った経 なる退職者が生じたのは平成三年度末 年の被告大学開学時に制定されたもの の、特任教授規程による任用の対象と (平成四年三月三一日) からであった。 4 原告が平成元年四月に被告大

の教授に就任し、昭和六二年三月に同 助教授を経て昭和五二年四月に同大学 担当助手として就職し、以後、 題児島県立短期大学に経営学総論等の

なかった。 際には定年に関する具体的説明は聞い ておらず、原告から質問することもし 長からの勧誘を受けて被告大学教授と する直前ころから知人や被告の前理事 して再就職することになったが、その 原告は県立短期大学を退職

5 原告が任用拒否されるに至っ

(--) 平成五年一〇月一日、 田代

する事項についての諮問をした。 任教授としての任用の要否等人事に関 成六年三月三一日)に定年により退職 ある学長に対し、平成五年度來日(平 型事長は、被告大学大学協職会職長で する教員又は任期満了となる教員の特

特任教授規程は、昭和六二

当時白娍学部長が退職の意向を示して 望の有無を確認したところ、原告は、

いると考えていたため、邋遢を同学部

原皆は、昭和四三年四月に

も特任教授への任用を希望するに至っ 総続する意向であることを知り、自ら 日ころになって、白城学部長が就任を を留保した。その後、同年一二月一四 長と同様にしたいとの考えから右回答

大学を定年退職した。

され、原告を平成六年度特任教授とし もの)及び大学協議会かそれぞれ開催 當学部拡大教授会(被告大学学則五七 に助教授及び講師をも加えて組織した 規程二条ただし書に基づき、敦授以外 条二項ただし豪、被告大学学部教授会 平成五年一二月一六日、

| 職見に問題はない旨を述べ、特任教授 述べたが、白城学部長は原告の人格、 任教授に任用するのは困難である旨を 理事長は、白娘経営学部長と会い、原 て任用することが承認された。 告の行動についてよくない噂があり特 平成六年一月一三日、田代

退する意向を示した。右三名は、平成 原告に対し、自らも特任教授の任用軍 は、自らも原告とともに大学を去るこ ことはできないと考えた白城学部長 教授は大学協議委員) 成していた(原告は経営学科長、 五年度において経営学部の執行部を標 年度の特任教授としての任用更新を辞 教授も、白娘学部長に対して、平成六 が予定されていた経営学部の山崎秋則 これを了承した。また、他に任用更新 任用を辞退するように提案し、原告は 新を辞退するので原告も特任教授への とを決意し、翌一四日、 しなかった。原告ひとりを退職させる への任用を希望したが、理事長は納得 原告の任用がかなわないのであれ 白城学部長は . 山崎

因 平成六年一月一九日、原告と明らかにした。

臨時拡大教授会において、原告らに

しかし結局、白城学部長の決心は変われ、白城学部長は検討する盲返答した。

らず、三月三日に開催された経営学部

名を慰留することとし、一月二〇日、 とから、原告の特任教授就任を拒否し とから、原告の特任教授就任を拒否し とから、原告の特任教授就任を拒否し とから、原告の特任教授就任を拒否し とから、原告の特任教授就任を拒否し

らから白城学部長に対して慰留が行わ の異論は出なかった。その後、理事長 授の提賞を今後の大学運営の指針とす を持ち、白城学部長が、昨夜の杉村教 日、前配四省が理事長室において会合 べきである旨の忠言を行った。翌二五 授が理事長に対し、大学における教員 市内の料亭で会食し、そこで、杉村散 長、学長、杉村及び自城の四氏が宮崎 正法学部教授のはからいにより、 留活動がされ、二月二四日には杉村敏 主として白城学部長に対し、三名の歌 三名を理事長室に呼び、特任教授とし べきである旨を発賞し、これには格別 人事は客観的基準に基づいて行われる その後理事長、御手洗丈夫学長らから て大学に残留するよう説得した。 し、原告らはいずれもこれを拒否し、 題題

策として、組織決定を経ての特任教授 策として、組織決定を経ての特任教授 が行われることが決定した。原告は、 等が行われることが決定した。原告は、 等が行われることが決定した。原告は、 等が行われることが決定した。原告は、 等が行われることが決定した。原告は、 等が行われるべきは経営学部の緊急教 育策と健全な発展策である。緊急教済 がとして、組織決定を経ての特任教授

いた。

辞退するとの意向を撤回する旨伝え 三名は、学長に対し、特任教授就任を 学部長は、特任教授としての任用更新 授への任用を辞退するとの意向を撤回 部長に対して原告についてようない場 は、原告、白娘学部長及び山崎教授の 発賞を行った。そして、同月一一日に 任用を受けることにした。」との趣旨の 理事長が撤回したので、私は特任教授 任用するのは困難である。旨の発音は にはよくない噂があるので特任教授に 理事長から学部長に対する『児嶋教授 介入することはしない旨を述べ、又、 を辞退する旨を述べたが、原告は、「理 ても同様の趣旨を述べた。また、 し、同日開催された大学協議会におい 任を要請したところ、原告は、特任教 と略びるとともに、改めて特任教授就 旨を伝えたことにつき、軽率であった があり特任教授への任用は困難である 一〇日に開催された教授会では、白娘 原告ら三名と個別に会い、 理事長は、中傷に基づいて人事に 、学長及び学部長の話し合いの給 平成六年三月八日、 、白城学 問月

部長より「理事長は原告らに対して『教教授会の席上において原告及び白娘学授会の後、理事長は教授会出席者から、例 三月一〇日に開催された畝

買人事に介入して申し訳ない。よとの趣 れたことはなかった。 なお、この決議に至るまで理事会にお い旨を述べ、贊成多数で可決された。 があるので、三者の任用等は拒否した **物がないかのように受け取られる恐れ** は被告大学における敦員に対する人事 開催し、その席上、このまま原告らを ることを決め、三月一六日、理事会を 原告ら三名の特任教授任用等を拒否す 理事長は、 取ることを危惧するに至った。そこで は敦員人事に関する権限がないと受け 怒りを覚えるとともに、原告らの教授 旨の謝罪発言をした」との報告があっ いて原告の特任教授任用が審議議決さ 任用すると被告の教職員らに理事長に 会での報告の結果、関係者が理事長に いて事実に反する報告をしたと感じて た旨を伝え聞き、原告らが教授会にお 右の危惧を払拭するために

は右退職金を受領した。 は右退職金を受領した。 は被告大学を定年退職し、同日被告はは被告大学を定年退職し、同日被告はは被告大学を定年退職し、同日被告ははない。

あると主張する。 大学における教員の人事権は教授会に大学における教員の人事権は教授会に、原告は、憲法二三条を根拠として、二 原告の主張 1について

しかし、憲法二三条等の自由権的基

個人との関係を規律するものであっ本檔の保障規定は、園又は公共団体と

は前配の結論を左右するものではな 学が国の実質的支配下にあるとまで評 価することはできないから、右の事情 監督権は限定的なものであり、私立大 る。しかしながら、右の財政的援助や ともに一定範囲の監督権限を有してい 大学に対して財政的な援助を与えると 興助成法四条、一二条等に基づき私立 のではない。確かに、国は私立学校振 関係に適用ないし類推適用されるも 原告と被告間のような私人相互間

三 原告の主張2について

条一項)が、学長が意見を述べるにあ

会の承認を得て理事長が任用する(五

ざるを得ない。 歳と認めるべき証拠はないものといわ もかかわらず、原告の定年年齢を七五 て認定した定年に関する規定の存在に ると主張する。しかし前記一2におい 原告は自己の定年年齢が七五歳であ

ので、以下検討する。 任用する旨の合意があったと主張する が希望する限り原告を特任教授として 原告は任用時に被告との間で、原告 原告の主張3について

特任教授規程とは別に、「宮崎産業経営

こと、被告は、平成四年)一月二五日、

決定するものとされていたにすぎない

用については、現行の規程と異なり単 規程によると、特任教授の選考及び任

に大学協議会の意見を徴して理事会が

ける特任教授規程(昭和六二年二月) 年四月一日) 〇日制定、最終改正の施行日は平成五 弁論の全趣旨によれば、被告大学にお 第二七号鉦、原告本人尋問の結果及び 第八号配、第一一号証、第二二号証 第六号証の1、2、第七号証 争いのない事実並びに甲第三 では、 被告大学の教授が

を支払い、原告もこれを受領している

こと、以上の事実を認めることができ

これらの諸事情を総合して勘案す

あること、被告は原告に対し、退職金

教授の任用状況は別紙記載のとおりで

月一日から施行されていること、 程」を制定し、同規程は、平成五年四 大学教育職員の定年延長に関する想

特任

なっていること、その任用手続につい その待遇は正規の教授とは大きく異 条一項)とそれぞれ定められており、 担当時間数は退職時の二分の一以上 を定めて更新できる(二条二項)、授業 年で、七五歳を超えない範囲内で任期 ることができる(二条一項)、任期は るときはこれを特任教授として任用す 定年により退職する場合、被告大学の て同規程は、学長の意見を聴き、理事 (三条)、基本給は退職時の二分の一(四 事情を考慮して特に必要があると認め

である。

関する主張は理由がない。 証拠はない。よって、原告のこの点に との内容が含まれていたとは認め難 その層用契約の内容として原告が退職 告大学に平成元年に任用された際に、 く、他にこれを認めるに足りる的確な した後は当然に特任教授に任用される **急旨、内容からするならば、原管が被**

で、この点について検討する。 との慣行が成立していたと主張するの 者が希望する限り特任教授に任用する 原告は、被告大学においては、 五 原告の主張4について

成四年一一月二五日改正前の特任教授

い(五条二項)旨定めていること、平 び大学協議会の議を経なければならな たっては、学長は、当該学部教授会及

告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨に に初めて六名の箸が特任敬授に任用さ となる退職者が生じたのは平成三年度 紙被告大学特任教授任用状況配識のと の被告大学創立時に制定されたが、 よれば、特任教授規程は、昭和六二年 五号証、第二三号証、第二五号配 おり、特任敦授規程による任用の対象 (平成四年三月三一日) からであっ 平成四年度(平成四年四月一日) 争いのない事実並びに乙第一 711 原

締結するものであると解するのが相当 告大学において特に必要があると認め 教授に対して退職金を支払った上、 る場合に当該教授と新たな雇用契約を 退職時に当該 定年延長制度 の者が新たに任用されたが、他方で原 授のうち五名の者が再任用され、一名 平成五年度には、右六名の特任敬

とはその趣旨を異にし、

ると、特任敏授制度は、

以上のような特任教授制度の 四月一日から施行されたが、右改正に 四年一一月二五日に改正され平成五年 の任用又は再任用についてからである たのは、平成五年度における特任教授 として任用するかどうかが問題となっ 用権者の変更が行われており、右改正 より、前認定のとおり、任用手続、任 たこと、現在の特任教授規程は、平成 告を含む六名の者が定年により退職し こと、がそれぞれ認められる。 後の特任教授規程に基づいて特任教授

ないというが、労働契約に明示の定め 認め雖いものというべきである。原告 原告主張の慣行はこの点において既に 五年四月一日施行の特任教授規程に ない上、任用手続及び任用楹看が平成 件までわずか二年余りしか経過してい のない労働者の権利義務に関する事項 よって変更されており、右規程に基づ とするためには、相当期間の事実の警 て労使双方を拘束する契約内容である の総統期間はさほど重要な意味を有し には償か一回あるのみである。よって、 く運用突續は原告の問題が生じる以前 が実際に行われるようになってから本 労働賃行の存在を肯定するのにそ 慣行の存在を認定することによっ そもそも特任教授規程による任用 以上認定した事実からする

教授に任用された平成元年四月に原告 は慣行によってではなく、 思を有していたのであれば、 労使が契約締結時にその内容とする意 積が不可欠であるというべきである。 と被告間で右の合意がされたことを認 そのものとして当事者を拘束するとす め難いことは四において述べたとおり い。そして、 きであり、 原告が被告大学経営学部 慣行を持ち出す必要はな 契約の内容 その専瑁

理由がない。 め難く、この点に関する原告の主張は よって、原告主張の慣行はこれを認

原告がこれを了承したとしても、原告 **較授への就任要簡があり、** 理事長から原告に対し、事実上、特任 を承諾したことはないのであるから、 理事会において、原告の特任教授任用 年三月一六日に原告を特任数授として と被告間で特任教授の任用契約が成立 任用しない旨を決議するに至るまで、 とされているところ、理事会が平成六 理事会の承認を得て理事長が行うこと したものとは認められない。 前配のとおり、特任教授の任用は 原告の主張5について 結果として

授として任用しないのは人事権の濫用 原告の主張6について 原告は、被告が原告を特任教

としての地位を有すると主張する。 であり、したがって、原告は特任數授

> れる関係にはないというべきである。 原告に特任教授としての地位が認めら あったとしても、そのことから直ちに には、仮に被告側に任用権の濫用が 契約を締結するものであって、原則的 必要があると認める場合に当該教授と 従前の雇用契約とは別個の新たな雇用 教授に対して、被告大学において特に かし、特任教授制度は、定年退職した

> > まず、原告が特任教授就任の意向を示

検討する 理由、 考えられるので、この点について以下 同視することのできる場合も存すると あっても例外的に任用行為がされたと 式の任用行為がされていない場合で 待を有しており、その期待が法的に保 である一方、原告が特任教授任用の期 騰されるべきものである場合には、 2 ただし、被告の人事権行使の 態様が著しく信義に反するもの E

名の慰留工作を懸命に行い、その結果 理事長が態度を変えて白娘学部長ら二 学を去る決心をしその旨を理事長に伝 えたところ、三名同時の退職に驚いた 域学部長と山崎教授は原告とともに大 理事長が白城学部長に原告にはよくな 明し、同月に教授金と大学協議会で原 三名の教授が特任教授就任の希望を表 **艶色を示したこと、これに反発した白** い噂があるとしてその特任教授任用に 告の特任教授任用が承認されたこと、 本件の経緯(平成五年一二月に原告ら (-)先に一5において認定した

> 向を軽視したやや軽率な判断であると とは、従前の経緯や教学担当者側の意 会がこれを認めて不任用を決定したこ 会に原告らの任用指否を提案し、理察 ことを勘案するならば、理事長が理事 官の正確な内容を確認した事実もない 理事長が原告や教授会総長に原告の発 反応であるといわざるをえない。また、 うな危惧を感じることは少しく過剰な したとしても、 事長の人事権の喪失につながると危惧 において、原告の敦授会での発言が理 答さえ明らかでなく、理事長及び理事 生したこと)を考慮し、きっかけとなっ を任用しないこととし、本件紛争が発 るのではないかと危惧し、 学教員に関する人事権がないと受け取 があるとの点についてはその具体的内 た原告に特任教授として不適格な事実 き、これでは関係者が、理事長には大 会での発言を教授会出席者から伝え間 旨を伝えたこと、 授とも大学に残ることとし学長にその たこと、その後、白嫩学部長、山崎教 はしない」との趣旨を述べたと報告し 「理事長が中傷に基づいて人事に介え し、その顕末を原告が教授金において 批判は免れない、 原告の発言からそのよ 理事長は原告の教授 原告ら三名

用辞退を表明していたものであり、 らは新学期直前である三月八日まで任 しかしながら、 他方、 原告

> 第五 告の人事権濫用の主張も理由がない。 該当するものということはできず、 本件においては来だ前記例外的場合に 滑に行うことが困難であると考えたと ることからすれば、理事長及び理事会 教授就任は変更しない。」との記載かあ できない。以上のとおりであり、結局、 がこのまま原告ら三名を任用すれば今 に介入しない。組織決定を経ての特任 した書面には「個人理事長は大学人事 五日に原告が被告大学事務局長に交付 隠に値するものとはいえず、 の任用への期待はかならずしも法的保 しても、 理事長及び理事会が大学人事を円 結論 これを不当と断定することは 又、三月

り判決する。 民訴法八九条を適用して、 ることとし、訴訟費用の負担につき、 いずれも理由がないのでこれを棄却す 以上によれば、原告の本酢酸求は、 主文のとお

野功久 (裁判長裁判官加藤 戰判官内 凝裕之) 〈省略〉 號 戰判官里

大阪経済大学 規程集

乙第12号証

大阪経済大学 規程集

トップページに戻る

最上位 > 第3編 総務·人事 > 第1章 就黨規則

学校法人大阪経済大学就業規則

昭和61年10月11日制定2010年7月27日改正

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、学校法人大阪経済大学(以下「法人」という。)の教職員の就業に関する 事項を定める。
- 2 この規則に定めるもののほか、教職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、法人に専任として勤務する教職員に適用する。
- 2 特任教員、非常勤教員、嘱託職員およびパート要員は、別に定める。

(教職員の定義)

第3条 専任教職員とは教員ならびに職員をいい、職員は事務職員および技術職員をいう。 (所屬長の定義)

第4条 この規則にいう所属長とは、各教職員が所属する部門ごとの統括管理者をいう。

第2章 人事

(通則)

- 第5条 法人は、教職員の採用、昇任、昇格、解任、異動、休職、復職、表彰、懲戒、退職およ び解雇などの人事に関し、本人の知識、技能、経験および健康などを考慮して公正に行う。
- 2 教員の人事については、教授会の意見を聞いて行う。

(人事の手続き)

- 第6条 教職員の人事に関しては、原則として辞令を交付して行う。
- 2 辞令交付に関する事項は、別に定める「辞令交付に関する内規」による。 (採用)
- 第7条 教職員は、所定の手続きを経て採用する。
- 2 教職員は採用にあたり、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歷書
 - (2) 写真
 - (3) 卒業または卒業見込証明書
 - (4) 学業成績証明書
 - (5) 職務経歷書
 - (6) その他、法人が必要とする書類

大阪経済大学 規程集

3/10 ページ

- 2 前第12条第1項第2号の事由で、休職期間満了による退職者が復職を希望する場合は、判決 確定後において状況勘案のうえ復職させることができる。
- 3 復職を許可された者は、原則として休職直前の職務に復するものとする。
- 4 復職を希望する場合は、1ヵ月前までに復職願に次の書類を添付し提出しなければならない。
 - (1) 心身の故障による休職の場合は、法人が指定する医師による元の職務に復帰させても支障がない旨の診断書
 - (2) 前号以外の理由による休職の場合は、休職理由が消滅したことを証する書類 (退職)
- 第15条 教職員が次の各号の一に該当したときは退職とする。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 定年に遠したとき
 - (3) 自己都合による退職の申し出が承認されたとき
 - (4) 休職期間が満了しても復職できないとき

(退職手続)

第16条 前条第3号により退職しようとする教職員は、退職希望日の30日前までに理由を記載した退職願を提出しなければならない。

(定年)

- 第17条 定年は、次のとおりとする。
 - (1) 教員 満67歳
 - (2) 職員 満62歳
- 2 定年に遠したときは、当該年度の末日を退職日とする。

(解層)

- 第18条 教職員が次の各号の一に該当したときは解雇する。
 - (1) 懲戒解憂の処分を受けたとき
 - (2) 精神または身体の故障により職務に耐えられないと法人が認めたとき
 - (3) やむを得ない事情による法人の事業または制度の改廃のため剰員を生じたとき (解雇制限)
- 第19条 法人は、次の期間は解雇しない。
 - (1) 教職員が業務上の傷病による療養のために休職する期間およびその後30日間
 - (2) 出壁休暇の期間およびその後30日間
 - (3) 育児休業または介護休業の期間

(離職者の手続)

- 第20条 教職員は離職時に、直ちに、身分証明書、私立学校教職員共済加入者証および法人から 貸与された物品を返還しなければならない。
- 2 離職に際しては、あらかじめ業務の引き継ぎを完了しなければならない。

第3章 勤務

(通則)

第21条 教職員は、勤務時間中自己の業務から離れてはならない。ただし、やむを得ない理由により自己の業務から離れる場合には、所属長の許可を得なければならない。